

平成30年度第1回高知県障害者差別解消支援地域協議会の概要

1 日 時 平成31年2月19日（火） 14時から15時

2 場 所 高知城ホール 4階 多目的ホール

3 出席者

【委員・アドバイザー】

入江委員、岡村委員、片岡委員、澤谷委員、竹島（春）委員、田村委員、恒石委員、津野委員、中澤（清）委員、西村委員、平野委員、福島委員、松本委員、南委員、高野アドバイザー（21名中15名出席）

【事務局】

門田地域福祉部長、西野障害福祉課長、他

4 議事内容

議事に先立ち、互選により会長の選任を行い、福島委員が会長に選任された。また、会長は片岡委員を職務代理者に指名した。

(1) 障害者差別に関する相談事例について

事務局から平成29年度下半期障害者差別相談事例について説明した後、質疑応答。

(2) 障害者差別の解消に向けた取組状況について

事務局から県内市町村の地域協議会の設置状況、職員対応要領の策定状況について説明した後、質疑応答。

(3) 障害者差別解消条例について

事務局から障害者差別解消条例制定に向けた動きについて説明した後、質疑応答。

【質疑応答要旨】

(1) 障害者差別に関する相談事例について

(アドバイザー)

・障害者差別の相談が上がって来たときに、不当な差別的取り扱い、合理的配慮の不提供としてどのように区分、分類できるかはできるようになってきている。

・全体の事例を見ると、合理的配慮を提供してもらいたい主体と本人が直接調整する事例が多いように思える。2番の事例は労働委員会が第3者として位置づけられていることが特徴的だが、どう解決、調整されたかが追いかけていない。行政の窓口をどう機能させていくか、どう相談員を育成するかを地域協議会のような場が議論する場になると思う。

・一方的に何かをしてほしいと言われて、何かをやって終わるのではなく、「こういうことで困っている」、「だったらこういうことでどうでしょう」、「それだとここが困る」、「ではこうだったらどうでしょう」等の建設的な対話のプロセスを分析して追いかける必要がある。3番の事例などもひよっとしたら要約筆記が必要な方だったかもしれないし、この方が必要としている配慮のためにどういう調整がされたかここからは読み取れない。

・まず障害者差別の相談をどこにしたのかが重要になってくる。事例を見る限り、まだまだ別の第3者の相談機関に相談でつながることは少ないように見受けられる。今後どういう形で相談窓口を設けるか、あるいは相談窓口になりうる行政機関、民間事業者の相談窓口をどう相談機関として育てるかが課題。

(委員)

・事例1、2はその後の経過は把握していないとなっているがここまでが限界か。

・どれくらいの時間で対応したかが分かれば、スピード感が分かる。

(事務局)

・1番目、2番目はそこまでの報告になっているが、1番目の事例は現状はどうなっているかを確認し、研修が行われていることを確認している。いかに対応していくかを解決し、共有するためには報告よりさらに後の状況まで確認して報告することまで検討したい。

・事例照会の際にはいつどのように対応したか時間軸が分かるような書き方をしてもらうように依頼する。

(委員)

・合理的配慮の提供事例の2、3、5番の相談窓口が記載されていないのは、公開しないでほしいということで空欄になっているのか。それとも誰に相談したか分からないので空欄になっているのか。

(事務局)

・第3者の相談機関ではなく、改善してもらいたい相手方に申し出をしたということで「一」になっている。

(委員)

・相談事例が少ないことが気になるが、行政に相談せずに事業者に直接言って改善した例も多くある。

(事務局)

・障害者差別解消相談窓口として窓口で照会しているので、民間の事例までは集めて

いない。国も事業者による好事例を集めているので、そうした状況も踏まえながら、窓口にどんな相談があるのか調査し、活用できる体制づくりを進めていきたい。

(会長)

・潜在的な事例が多い。他県も参考に適切に対応していただきたい。

(委員)

・山手線や地下鉄に乗る際に車椅子で乗ろうとすると、到着する側の駅がこの便に乗ってくださいと言うまで3本ほど待たなければいけない。車椅子でなければ10分ほど早く目的地に着く。今の日本の法体系の中で差別解消、救済はどこまでできるか。

(アドバイザー)

・法でできることは、行政が相手の場合は、場合によっては行為を取り消したり義務付けたりできるが、法で定められた権利を侵害されたことに対して慰謝料や損害賠償を請求すること。和解により差別的取り扱いが無くなったり、合理的配慮が提供されるようになることもあるが、裁判は違法か適法かを判断するだけで、何かをさせることは難しく、裁判によって障害のある人と障害のない人との不均衡を全て解消することは難しい。そのため法では行政機関の役割を重要視しており、第三者の調整により差別が無い、権利の受けられる社会の基盤を作っていくことが期待されている。高知ではどこが担うのがいいのか、また条例ではどこまで義務を課すのか、相談員にスキルを身に付けさせることができるのかを決めていくことになると思う。

(2) 障害者差別の解消に向けた取組状況について

意見なし

(3) 障害者差別解消条例について

(委員)

・この資料は名古屋が作ったものを掲載しているのか。
・大分県の相談件数の数字が大きいことに興味を持った。

(事務局)

・中ほどまでは直近で平成30年6月に名古屋市が全国照会した結果を活用している。その他の部分は各都道府県の条例をチェックした上で追記した。

・28年度1161件、29年度594件となっており、大分県の相談件数が他県より突出しているが、事務局では問い合わせをしていないので、後日確認して報告させていただく。

(委員)

・5、6、7ページ目は字が小さいので、4ページぐらいの皆に優しい大きな字にしてもらわなければならない。

・4ページの一番上の「手交」は何と読むのか。

(会長)

・てわたし。

(事務局)

・全ての人にやさしい書類作りを心がけたい。

(委員)

・平成31年3月まで日数が無いが、どのような手順で委員を選定するのか。

(事務局)

・年度末までに委員になってもらえそうな方に個別に相談したいと考えている。委員

会設置の準備を年度内に行って、新年度早々に検討内容を調整したいと考えている。

- ・具体的なところまで詰められていないが、当事者、支援者、支援団体、弁護士、学識経験者に委員会のメンバーに入っていただく必要があると考えている。他県の策定委員会の規模感を参考に、相談したいと考えている。

- ・6月の早い時期に施策協を開催し、検討委員会の設置についての報告と、より具体的な検討内容について諮りたい。

(委員)

- ・四国は高知県以外制定済みか。

(事務局)

- ・6ページになるが、徳島県は28年4月、香川県は30年4月、愛媛県は28年4月に施行されている。

(委員)

- ・煮詰まった話をしていただけたらと思う。